

教第54号議案

神戸市立小磯記念美術館条例施行規則等の一部を改正する規則の件

神戸市立小磯記念美術館条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成30年12月10日提出

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

神戸市立小磯記念美術館条例施行規則等の一部を改正する規則

(神戸市立小磯記念美術館条例施行規則の一部改正)

第1条 神戸市立小磯記念美術館条例施行規則(平成4年7月教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第5号中「神戸市老人福祉手帳の交付を受けている者」を「市内に居住する満65歳以上の者」に改める。

第8条第3項中「前条第1号又は第5号に該当するものは、入館の際に同号に規定する当該手帳」を「入館の際に、前条第1号に該当する者は同号に規定する手帳等を、前条第5号に該当する者は市内に居住する満65歳以上の者であることを証する書類」に改める。

(神戸ゆかりの美術館条例施行規則の一部改正)

第2条 神戸ゆかりの美術館条例施行規則(平成27年12月教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第6条第5号中「神戸市老人福祉手帳の交付を受けている者」を「市内に居住する満65歳以上の者」に改める。

第7条第3項中「この場合において、同項第3号又は第5号に該当する者は、入館の際に当該各号に規定する手帳等」を「ただし、入館の際に、同項第3号に該当する者は同号に規定する手帳等を、同項第5号に該当する者は市内に居住する満65歳以上の者であることを証する書類」に改める。

(神戸市立青少年科学館条例施行規則の一部改正)

第3条 神戸市立青少年科学館条例施行規則(昭和59年3月教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第8条第7号中「神戸市老人福祉手帳の交付を受けている者」を「市内に居住する満65歳以上の者」に改める。

(神戸市埋蔵文化財センター条例施行規則の一部改正)

第4条 神戸市埋蔵文化財センター条例施行規則(平成3年8月教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第5条第6号中「神戸市老人福祉手帳の交付を受けている者」を「市内に居住する満65歳以上の者」に改める。

第6条第3項中「前条第3号又は第6号に該当する者が観覧料の免除を受けようとするときは、入館の際に同号に規定する当該手帳」を「入館の際に、前条第3号に該当する者は同号に規定する当該手帳等を、前条第6号に該当する者は市内に居住する満65歳以上の者であることを証する書類」に改める。

(神戸市風見鶏の館等条例施行規則の一部改正)

第5条 神戸市風見鶏の館等条例施行規則(平成11年3月教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「神戸市老人福祉手帳の交付を受けている者」を「市内に居住する満65歳以上の者」に改める。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

理 由

平成30年12月末で神戸市老人福祉手帳の発行が終了するため。

(参 考)

神戸市小磯記念美術館条例施行規則 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

第7条 条例第6条に規定する特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、入館料を減額し、又は免除する。ただし、特別に展示を行う場合の入館料を減免するときの減免額は、その都度教育長が定める。

(1)～(4) 略

(5) 神戸市老人福祉手帳の交付を受けている者が入館するとき。 免除

市内に居住する満65歳以上の者

第8条

1, 2 略

3 前2項の規定は、前条第1号、第2号又は第5号に該当する者その他教育長が特に必要と認める者には適用しない。ただし、前条第1号又は第5号に該当する者は、入館の際に同号に規定する当該手帳を提示しなければならない。

入館の際に、前条第1号に該当する者は同号に規定する手帳等を、前条第5号に該当する者は市内に居住する満65歳以上の者であることを証する書類

神戸ゆかりの美術館条例施行規則 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

第6条 条例第6条に規定する教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより入館料を減免する。ただし、特別展の入館料の減免額は、その都度教育長が定める。

(1)～(5) 略

(6) 神戸市老人福祉手帳の交付を受けている者が入館するとき。 全額

市内に居住する満65歳以上の者

第7条

1, 2 略

3 前項の規定は、前条第1項第3号から第6号に該当する者、その他教育長が特に必要と認める者には適用しない。この場合において、同項第3号又は第5号に該当する者は、入館の際に当該各号に規定する手帳等を提示しなければならない。

ただし、入館の際に、同項第3号に該当する者は同号に規定する手帳等を、同項第5号に該当する者は市内に居住する満65歳以上の者であることを証する書類

神戸市立青少年科学館条例施行規則 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

第8条 条例第6条に規定する特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に規定するところにより入館料等を減額し、又は免除する。

(1)～(6) 略

(7) 神戸市老人福祉手帳の交付を受けている者が入館するとき。 個人料金の2分の1の減額

市内に居住する満65歳以上の者

神戸市埋蔵文化財センター条例施行規則 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

第5条 条例第5条に規定する特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより観覧料を減額し、又は免除する。

(1)～(5) 略

(6) 神戸市老人福祉手帳の交付を受けている者が入館するとき。 免除

市内に居住する満65歳以上の者

第6条

1, 2 略

3 前2項の規定は、前条第3号、第4号又は第6号に該当する者その他教育長が特に必要と認める者には適用しない。ただし、前条第3号又は第6号に該当する者が観覧料の免除を受けようとするときは、入館の際に同号に規定する当該手帳を提示しなければならない。

入館の際に、前条第3号に該当する者は同号に規定する当該手帳等を、前条第6号に該当する者は市内に居住する満65歳以上の者であることを証する書類

神戸市風見鶏の館等条例施行規則 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

第4条 条例第3条第1項に規定する教育委員会規則で定めるものは、神戸市老人福祉手帳の交付を受けている者とする。

上の者

市内に居住する満65歳以